

鴻巣市立小・中学校における 働き方改革基本方針

令和2年4月1日～令和5年3月31日

令和2年4月

鴻巣市教育委員会

基本方針策定の趣旨

持続可能な社会、グローバル化が進展していく社会において、将来を担う子ども達の教育環境も加速度的に変化していくことが予想される。一方で、子ども達の生きる力を育むために、学校教育における教職員の果たすべき役割はこれまでも、そして今後も大きいものであり、「子ども達のために」という想いと情熱は、学校現場で働く教職員に今後も持ち続けてほしい資質である。

教職員一人一人が使命感に燃え、十分にその職責を果たすためには健康の保持増進、業務量・環境の改善、職員間や保護者・地域との連携強化が重要である。

このような状況において、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日）及び文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日）を受け、教育委員会は本ガイドライン及び埼玉県の「学校における働き方改革基本方針」を参考にしながら、所管内の教職員の勤務時間に関する方針等を策定した。

鴻巣市立小・中学校における働き方改革基本方針

令和2年度～令和4年度版

1 方針の目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

2 本市の状況（令和元年度 県及び市勤務状況調査より）

- (1) 在校時間
- ①勤務時間を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合（土日を除く）
【小学校】71.5% 【中学校】63.0%
 - ②勤務時間を除いた1か月の在校時間が80時間を超える教諭の割合（土日を除く）
【小学校】21.5% 【中学校】11.0%
- (2) 勤務時間を除いた在校時間における主な執務内容
- 【小学校】授業準備59.3% 校務分掌14.3% 学級経営12.0%
 - 【中学校】授業準備19.0% 校務分掌15.8% 部活動15.8%

3 本市の課題

「授業やその準備に集中できる時間」、「子どもと接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康保持増進

4 目標

在校等時間の超過勤務の上限について、月45時間、年360時間を原則とする。

「在校等時間の超過勤務」とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間とする。

※子どもに係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間を限度とする。

5 目標達成に向けた視点

- 教職員の健康を意識した働き方の推進
- 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- 教職員の負担軽減のための条件整備
- 保護者や地域の理解と連携の促進

6 基本方針のフォローアップ（PDCAサイクル）

- (1) 出退勤管理システムによる客観的な在校時間の把握による各学校での教職員の健康管理への活用
- (2) 他市との情報交換や取組例の把握・検討、学校での取組例の紹介

目標達成に向けた主な取組・計画

1 教職員の健康を意識した働き方の推進

①職場環境改善の支援

- ・各学校における労働安全衛生推進者の選任と衛生に係る業務内容の確実な取組実施
- ・労働衛生安全推進のための学校への資料提供
- ・メンタル不調未然防止のためストレスチェックを実施

②在校時間の適切な把握とその結果の活用

- ・小・中学校において出退勤管理システムによる勤務時間管理の徹底
- ・勤務時間の教職員へのフィードバック及び長時間労働傾向にある教職員への働きかけと健康維持増進の視点からの呼びかけ

③週休日の振替や休暇等を意識した働き方の推進

- ・休暇制度等の周知（休暇案内、子育て応援ハンドブック等）
- ・週休日等の割り振り変更についての周知及び確実な実施
- ・年次休暇、特別休暇の取得促進のための取組

2 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

①学校への送付文書・調査等の縮減

- ・電子掲示板機能の活用による送付文書の削減

②効率的・効果的な研修、会議、学校訪問の実施及び縮減

- ・会議形態の工夫・時間配分の提示及び会議の終了時刻宣言
- ・複数の会議を同一日に開催し、会議日数を削減（例、委員が重複するものを同一日に開催する）
- ・内容の似た会議を統合するとともに、必要最小限の人数で開催
- ・会議資料は事前にメール等で配布し、当日の資料説明を必要最小限にすることで、会議を効率化
- ・会議資料は1つの議題につき、資料の枚数制限（例えば、原則1枚）をするとともに、既存資料の活用を徹底
- ・校内PCやタブレット端末を活用し、会議のペーパーレス化を図り、資料の印刷や丁合、配布に係る時間を削減

③業務の優先順位付けや見直し

- ・各学校や県から紹介されたグッドプラクティスの情報提供（優先順位の付け方、業務改善実践、文書事務の効率化、ICTの活用など）
- ・グッドプラクティスの市教委での検討及び有効なグッドプラクティスの実施に向けた各学校への働きかけ

④各種団体等主催行事の精選

- ・市教育委員会と市教育研究会との連携による実施事業（委嘱研究など）の見直し
- ・市教育委員会主催の各種委員会の見直し
- ・市教育研究会における各部会の実施事業（授業研究会や研修会、刊行物など）の見直しの依頼
- ・市の各課や各団体等からの行事等の依頼・協力を精選

⑤「鴻巣市立中学校にかかる部活動の方針」にもとづいた部活動の適正化

- ・「鴻巣市立中学校に係る部活動の方針」に則り、各学校で「学校の部活動に係る活動方針」の策定
- ・学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設定(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は、少なくとも1日以上 of 休養日を設定)
週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え
- ・1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度

3 教職員の負担軽減のための条件整備

①ICT化の推進

- ・「教育ICT環境整備計画（ロードマップ）」に基づいた、校務におけるICT利活用
- ・業務の電子化やグループウェア機能の活用により、事務作業の時間が削減
- ・業務の電子化による、作業量の平準化及び業務全般の効率化
- ・グループウェア機能の活用により、学校間及び学校と教育委員会との文書收受や情報交換の効率化
- ・メールやホームページを利用した家庭・地域との情報の共有化

②専門スタッフの活用促進

- ・教育支援センター職員（臨床心理士、専門教育相談員、教育指導員、就学支援相談員、適応指導教育指導員、SSW）の業務内容や活用方法の例示
- ・部活動外部指導者の活用

③負担軽減検討委員会の取組例の周知と実施への促進

- ・「鴻巣市学校負担軽減ハンドブック」の配布及びハンドブックの活用・促進
- ・教育課程研修会（主幹教諭、教務主任対象）において、「鴻巣市学校負担軽減ハンドブック」を活用した事例研修の実施

④意識改革に向けた研修の充実

- ・学校版「カエル会議」の普及促進
- ・教職員全員研修会において外部講師を招聘し「働き方改革」についての講演を実施

⑤学校評価及び人事評価制度における取組

- ・学校自己評価シートや自己評価シートの中で働き方改革に関する目標設定と業務改善に向けた取組を推進

⑥定時退勤しやすい環境整備の促進

- ・月1回の「ふれあいデー」や「ノー残業デー」等の設定
- ・夏季休業中設定の「学校閉庁日」の確実な実施に向けた働きかけ
- ・留守番電話導入による教職員の業務負担軽減

⑦事務職員の学校運営への主体的な関わりによる業務の効率化

- ・事務職員の専門的な能力の積極的な活用により、教員の事務処理を支援
- ・学校事務の共同実施において、学校運営への主体的な関わり方の情報共有
- ・学校事務の共同実施による事務処理能力の強化や資質向上により、管理職の学校運営等への積極的な支援

4 保護者や地域の理解と連携の促進

①地域との連携・協働の推進

- ・学校応援団や放課後こども教室、地域諸団体（スポーツ等）等との連携による社会総がかりで子どもを育成する取組の支援
- ・学校応援団に保護者や地域、ボランティア団体などが参画し、連携・協働を推進
- ・学校評議員や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度を活かし、学校教育への地域住民の参画促進

②保護者や地域住民に対する教職員の負担軽減に係る理解促進

- ・「鴻巣市立小・中学校における働き方改革基本方針」の周知（ホームページ掲載、保護者へリーフレット等配付、市広報紙「かがやき」掲載）